

宝達志水町下水道維持管理包括業務

プロポーザル実施要領

令和7年12月

宝達志水町

目 次

第1章 業務概要

1	プロポーザル実施要領の位置付け	1
2	本業務の概要	1
3	提案見積の限度額	2
4	委託料の支払い	2
5	法令等の遵守	2
6	参加に当たっての留意事項	2

第2章 受託事業者の選定

1	受託事業者の募集及び選定方法	4
2	参加資格	4
3	参加及び選定等の日程概要	5
4	実施要領等に対する質問受付及び回答	5
5	参加手続等	6
6	事業提案書等の提出	6
7	受託事業者の選定	6
8	その他	7
9	契約手続き	7

第3章 提出書類

1	参加資格確認申請書	8
2	事業提案書	9

第1章 業務概要

1 プロポーザル実施要領の位置付け

宝達志水町下水道維持管理包括業務（以下「本業務」という。）は、下水道施設（今浜浄化センター、北川尻浄化センター、志雄浄化センター、樋川浄化センター及び関連ポンプ場）、及び農集施設（御館浄化センター、上田浄化センター、森本浄化センター、竹生野・南吉田浄化センター、南邑知東部浄化センター、南邑知西部浄化センター、散田・石坂浄化センター）及び町が管理する小型合併浄化槽の運転維持管理並びに下水道事業に係るコンサルタント業務を包括的に民間事業者に委託することにより、民間の創意工夫及びノウハウを活用し、下水道事業の効率化と下水道利用者のサービスを向上することを期待するものであり、宝達志水町（以下「町」という。）は本業務を民間事業者により実施することとした。

このプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、町が本業務を受託する民間事業者（以下「受託事業者」という。）をプロポーザル方式により選定するにあたり、プロポーザルへ参加する民間事業者（以下「参加事業者」という。）に基準を示すものである。

参加事業者は、プロポーザル実施要領の内容を踏まえ、参加資格確認申請書及び事業提案書並びに関連書類（以下「事業提案書等」という。）を提出すること。なお、この実施要領に併せて公開する、業務委託契約書、要求水準書、優先交渉権者選定基準、提出書類様式集を一体のものとし、これら全てを併せて、以下「実施要領等」という。

2 本業務の概要

（1）業務の名称

宝達志水町下水道維持管理包括業務

（2）業務の履行場所

羽咋郡宝達志水町全域（下水道施設、農集施設、小型合併浄化槽の設置場所等）

（3）運営期間

運営期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までとする。ただし、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までの期間は、業務引継ぎ及び準備期間として、次の

（4）対象業務に示す業務の範囲内で、順次、業務範囲を拡大していくものとする。

業務引継期間内におけるスケジュール、業務運営方法等については、町と受託事業者が協議のうえで定める。

（4）対象施設及び業務の概要

対象業務は、次に掲げるものとし、各業務に関する詳細は要求水準書に定めるものとする。

ア 業務内容

① 運転管理業務

- ・ 運転業務
- ・ 水質管理業務
- ・ 調達管理業務
- ・ 文書管理業務
- ・ 保安管理業務
- ・ 下水道事業 PR の補助業務
- ・ 休日夜間対応業務

② 保守管理業務

- ・ 保守点検業務
- ・ 衛生管理業務

③ 修繕業務

- ・ 定期修繕
- ・ 突発修繕

④ 廃棄物管理業務

⑤ コンサルタント業務

- ・ 改築工事実施設計業務

- ・ 改築工事施工管理業務
 - ・ ストックマネジメント実施計画（管路）
- ⑥ 緊急対応業務

3 提案見積の限度額

事業費限度額は、金 827,270,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）とし、参加事業者が提案する見積額は、これを上限とする。

4 委託料の支払い

委託料は、契約締結に先立ち、あらかじめ定める額（業務委託契約書別記 1 に記載する額）を、運営期間を通じて支払う。なお、業務引継ぎ期間における費用については、原則受託業者の負担とする。

5 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守するものとする。

6 参加に当たっての留意事項

（1）公正性の確保

参加事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（2）募集の中止等

町は、次の場合には、当該参加事業者を参加させず、又は募集の延期若しくは中止をすることができるものとする。この場合において参加事業者が損害を受けることがあっても、町はその賠償の責めを負わない。

ア 参加事業者が不穏の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

（3）実施要領等の承諾

参加事業者は、参加資格確認申請書（様式 I -5）の提出により、町は参加事業者が実施要領等の記載内容を承諾したものとみなすものとする。

（4）費用負担

事業提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加事業者の負担とする。

（5）使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

参加に際して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（6）著作権

参加事業者から実施要領等に基づき提出される書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、町は本業務の範囲において公表する場合、その他町が必要と認める場合には、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

（7）提出書類の取り扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、原則として返却しないものとする。

（8）町からの提示資料の取り扱い

町が提示する資料は、本業務の事業提案書等の作成に係る検討以外の目的で使用することはできない。

（9）事業提案書等に対する措置

次のいずれかに該当する事業提案書等は、無効とする

ア 参加資格を取り消された参加事業者の事業提案書

イ 一つの参加事業者が複数の提案を行った事業提案書

ウ 同一事項に対し、2 通り以上の提案がされた事業提案書

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった参加事業者が提出した事業提案書等

- オ 著しく信義に反する行為があった参加事業者が提出した事業提案書等
- カ 提出期限までに提出されなかった事業提案書等

(10) その他

実施要領等に定めるもののほか、提出に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知する。

第2章 受託事業者の選定

1 受託事業者の募集及び選定方法

受託事業者の募集及び選定は、高度な技術と優れた創意工夫の活用を図るため、公募型プロポーザル方式により実施し、参加事業者には、事業提案書等の提出とともに、当該提案に基づくプレゼンテーションの実施を求め、ヒアリングを実施するものとする。

2 参加資格

(1) 事業者単独による参加資格要件

単独で参加する事業者は、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

ア 令和7・8年度において、業務等に対応する営業種目について宝達志水町競争入札参加者名簿に登録されている者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する入札参加資格制限に該当しないこと。

ウ 本プロポーザル参加表明書（様式I-2）の提出期限において、石川県又は宝達志水町から指名停止措置又は指名回避措置を受けていない者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）

オ 法人税、消費税及び地方消費税に滞納が無いこと。

カ 次の①から⑥までのいずれの場合にも該当しないこと。

① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成企業を兼ねていない者であること。

ク 地方公共団体において平成27年度以降における下水道終末処理場の包括的運転管理業務に係る複数年契約の元請履行実績があること。ただし現在履行中であっても、既に1年以上履行しているものとする。（包括レベル2以上）

ケ 配備予定の業務遂行責任者は現有処理能力（晴天時）3,000m³/日以上の下水道終末処理場の包括的運転管理業務経験を1年以上有すること。

コ 下水道処理施設維持管理者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の規定に基づき、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者であること。

サ 下水道法施行令第15条の3の有資格者（令和7年9月1日時点で雇用関係がある者）を配置できること。

シ 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（総合技術監理部門（下水道にあっては下水道）又は下水道部門のいずれかの資格を有する者を参加事業者の社員（3ヶ月以上常時雇用されている者）から2名以上選任できること。（監理技術者と照査

術者は兼務できないため)

- ス 平成 29 年度以降に下水道管路施設に係る実施設計業務の履行実績を有していること。
なお、実施設計業務の履行実績については、新設設計のみでなく、改築設計も可とする。
- セ 平成 29 年度以降に、公共下水道または流域下水道における処理能力 3,000 m³／日以上の下水道管路に係るストックマネジメント及び実施設計業務の履行実績を有していること。なお、実施設計業務の履行実績については、新設設計のみでなく、増設設計及び改築設計も可とする。

(2) 共同企業体の場合の参加資格要件

- 共同企業体で参加する事業者は、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。
- ア 共同企業体の代表企業及び構成企業は前(1)アからキまでの資格要件のすべてを満たすこと。
 - イ 施設運転維持管理業務を担うものは、前(1)クからサまでの資格要件のすべてを満たすこと。ただし、施設運転管理業務を担うものが複数の場合は、該当業務を担うもののいずれかがクからサまでの資格要件を満たすものとする。
 - ウ コンサルタント業務を担うものは、前(1)シからセの資格要件のすべてを満たすこと。ただし、コンサルタント業務を担うものが複数の場合は、該当業務を担うもののいずれかがシからセまでの資格要件を満たすものとする。

3 参加及び選定等の日程概要

実施要領等の公表から業務開始までは、次の日程で実施する。ただし、参加状況や審査の進捗状況等により日程を変更する場合がある。

公表	令和 7 年 12 月 4 日 (木) ~12 月 22 日 (月)
実施要領等に対する質問受付	令和 7 年 12 月 5 日 (金) ~12 月 15 日 (月)
実施要領等への質問に対する回答	令和 7 年 12 月 18 日 (木) ~12 月 22 日 (月)
参加資格確認申請書類受付	令和 7 年 12 月 5 日 (金) ~12 月 22 日 (月)
参加資格審査と結果の通知	令和 7 年 12 月 25 日 (木)
事業提案書の提出期限	令和 8 年 1 月 16 日 (金)
プレゼンテーション／ヒアリング	令和 8 年 1 月中旬
審査結果通知 (優先交渉権者決定、評価結果公表)	令和 8 年 1 月下旬
契約交渉	令和 8 年 1 月下旬 ※別途通知する
契約締結	令和 8 年 2 月上旬
業務引継ぎ期間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日
業務開始	令和 8 年 4 月 1 日

注)・この業務の実施に係る契約（以下「業務契約」という。）は、1 法人又は共同企業体との業務契約とする。業務契約は、評価基準により最も得点の高い参加事業者（優先交渉権者）との契約交渉による合意を以って締結する。

・事業提案書受付後、提案内容に関する質疑等を行う場合がある。

4 実施要領等に対する質問受付及び回答

(1) 受付期間と提出方法

ア 受付期間

令和 7 年 12 月 5 日 (金) 午前 9 時から令和 7 年 12 月 15 日 (月) 午後 5 時まで

イ 提出方法

提出書類様式集を用いて、電子メールにより提出すること。

ウ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

seibi-g@town.hodatsushimizu.lg.jp (宝達志水町地域整備課下水道係)

エ 電子メールの件名は「プロポーザル質問」と入力し、指定様式を添付したうえで送信すること。また、電話にて受信確認をすること。

オ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

(2) 回答

質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出したすべての者に、令和7年12月22日までに電子メールで送信する。なお、回答に際しては質問者名を明記しない。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

5 参加手続等

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書等を提出書類様式集に基づき、必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ提出すること。

(1) 参加資格確認申請書等の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限

令和7年12月22日（月）午後5時まで

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの時間を除く）まで

イ 提出方法

持参又は郵送による。（郵送の場合は12月22日（月）午後5時までに必着すること。）

ウ 提出場所

宝達志水町地域整備課下水道係

〒929-1492 石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地1

(2) 参加資格の審査結果通知日及び方法

ア 結果通知日

令和7年12月25日（木）

イ 方法

参加資格確認申請書等の内容が参加資格条件に適合しているかどうかの確認を行い、審査結果を参加事業者全員に書面により通知する。

6 事業提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年1月16日（金）午後5時まで

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの時間を除く）まで

(2) 提出場所

5 (1) ウに同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送による。（郵送の場合は1月16日（金）午後5時までに必着すること。）

7 受託事業者の選定

受託事業者選定手続きは次のとおり実施する。なお、詳細は「優先交渉権者審査基準」に示すものとする。

(1) 委員会の設置

本業務に関する宝達志水町下水道維持管理包括業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の審査により選定された最優秀提案をもとに、町はその優先交渉権者と契約交渉を行い、双方の合意に至ったときに契約を締結する。

(2) 審査の方法

審査の方法の詳細は「優先交渉権者審査基準」のとおりとする。町は、提案内容の確認のために必要と判断した場合に参加事業者に対して提案内容の詳細を求める、追加提案資料として提出させることができるものとする。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会は、提案内容の確認等のために、参加事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとする。実施時期は令和8年1月中旬を予定し、日時、場所及びヒ

アーリング内容等の詳細については、事前に参加事業者に通知するものとする。

(4) 優先交渉権者の決定

委員会は、優先交渉権者審査基準に基づき、提出されたプロポーザルを得点化し、合計点の元も高い参加事業者を選定候補者として決定する。町は、委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定し、契約交渉を行うものとする。なお、最高点の獲得者が2者以上いるときの措置は、「優先交渉権者審査基準」による。

(5) 選考結果の通知等

町は、委員会における審査及び選考の結果をとりまとめて、速やかに参加事業者に対して「審査結果通知書」により通知するとともに、町のホームページで公表する。公表内容は「優先交渉権者審査基準」に示す「事業提案評価点」及び「価格評価点」とし、「事業提案評価」の各評価項目の得点も併せて公表する。事業者名は優先交渉権者名を公表し、次順位以下は匿名化する。

なお、電話及びメールによる問い合わせには応じない。

8 その他

参加事業者が1者若しくは1共同企業体の場合においても審査を実施するものとし、参加事業者がない場合においては、その旨を速やかに町のホームページで公表するものとする。

9 契約手続き

(1) 契約の締結

町は、優先交渉権者と本業務の契約交渉を行い、契約書を基本とした契約を締結するものとする。

(2) 業務の範囲

業務の範囲は「要求水準書」に記載のとおりとするが、町との協議により契約締結時ににおいて、優先交渉権者が提案した内容を追加及び変更できるものとする。

(3) 次点者との契約交渉

町は、いずれかの理由により、優先交渉権者と契約を締結できない場合において、次点者と契約交渉を行うものとする。

ア 優先交渉権者が参加資格要件を満たすことができなくなったとき。

イ 優先交渉権者との契約交渉が成立しないとき。

ウ その他の理由により、優先交渉権者との契約締結が不可能となったとき。

第3章 提出書類

1 参加資格確認申請書

(1) 提出書類【様式 I】

参加資格確認申請時の提出書類は、以下のとおりとする。いずれも各1部を提出すること。

書類名	様式No
参加資格確認申請時提出書類確認表	I-1
参加表明書	I-2
参加事業者の構成企業一覧表 ※単独による場合は提出不要	I-3
委任状（共同企業体構成企業から代表企業への委任状） ※単独による場合は提出不要	I-4
参加資格確認申請書	I-5
下水道資格保有状況調書	I-6
下水道終末処理場の包括的運転管理業務受託実績調書	I-7
総括責任者の経歴及び資格	I-8

(2) 添付書類

ア 共有書類

参加資格確認申請時の提出書類に以下の書類を添付すること。書式は任意とする。なお、共同企業体による場合には、全構成企業を対象とする。

No	書類名	備考
1	会社概要	最新のもの
2	営業所一覧表	最新のもの
3	登記事項証明書 (複写可)	履歴事項全部証明書 発行年月日が提出日から3ヶ月以内のもの
4	登録証明書 (複写可)	営業に関し法律上必要とする登録の証明書 発行年月日が提出から3ヶ月以内のもの
5	施設維持管理業務を担う者の証明書の写し※2	施設維持管理業務の実施を担う者が、第2章2(1)(ク)から(サ)の要件を満たしていることを確認できる契約書、仕様書及びその他証明書等の写し。(ケ)については、勤務先の代表者等が実務経験を証明した経歴書等でも可。
6	コンサルタント業務を担う者の証明書等の写し※2	コンサルタント業務の実施を担う者が、第2章2(1)(シ)から(セ)の要件を満たしていることを確認できる契約書、仕様書及びその他証明書等の写し。

イ その他留意事項

- ① 提出書類及び添付書類をA4ファイルに一括に綴じ、見出しを付けること。
- ② ※2の添付書類については、次のようにまとめること。
 - a) 施設運転維持管理業務の実績については、様式I-7の下水道終末処理場の包括的運転管理業務受託実績調書に記載した契約書、仕様書及びその他を添付すること。
 - b) コンサルタント業務の実績については、業務（ストックマネジメント、下水道施設実施設計等）名、都道府県名、発注者、受託開始年月若しくは期間、人口規模、業務概要等をA4縦又はA3横に簡潔にまとめること。A3を使用する場合は、折綴じすること。なお、様式は自由とする。
 - c) 記載した資格要件を補完する第三者機関の証明書等がある場合には、併せて添付すること。

2 事業提案書

(1) 提出書類【様式II及びIII】

事業提案に必要な書類は、以下のとおりとする。

書類名	様式No	部数
事業提案書一式（表紙：様式II）	II-1～II-6	各7部
事業提案に係る提出書類確認表	III-1	1部
事業提案に関する誓約書	III-2	1部
事業提案見積書	III-3	1部
事業提案見積内訳書	任意様式	1部

(2) 事業提案書の様式

事業提案書は、次のとおり作成すること。

- ア 副本には、参加事業者を特定できる表現（ロゴマーク等を含む。）を用いないこと。
- イ 事業提案書一式をA4ファイルに綴じ、製本1部、副本6部を作成すること。
なお、正本1部にのみ表紙に参加事業者名を入れること。また、電子データ（正本のPDFファイル）を保存したCD-Rを1枚添付すること。
- ウ ページ数は表紙を除き、全ページの通しページ番号を記載すること。また、目次及び項目ごとの見出しを付けること。
- エ 文字サイズは10.5ポイント以上とすること。ただし、図表及び図面等の注釈として用いる場合はこの限りではない。
- オ 附属資料等を添付する場合には、本文中に参照箇所を明示すること。
- カ 事業提案書に付随する資料添付については、これを認めるが評価の対象としない。

(3) 事業提案書の構成等

事業提案に必要な項目は、以下のとおりとする。

様式No	審査項目	提案概要
様式II	表紙	
様式II-1	業務実施方針及び業務実施体制	業務実施方針、業務実施体制について、テーマ毎に計3枚以内で記載
様式II-2	運転管理業務	運転管理、水質管理、調達管理、保安管理について、テーマ毎に計8枚以内で記載
様式II-3	保守管理業務	保守管理、衛生管理、修繕業務について、テーマ毎に計6枚以内で記載
様式II-4	その他業務	文書及びデータ管理業務、安全衛生管理、業務引継ぎ、環境保全、危機管理及び緊急時対応業務について、テーマ毎に計10枚以内で記載
様式II-5	コンサルタント業務	実施設計・施工管理業務について2枚以内で記載
様式II-6	その他の提案	リスク管理・分担、コスト縮減、地域貢献・社会貢献、その他の独自提案について、テーマ毎に計6枚以内で記載

(4) 提案見積書

提案見積書は、次のとおり作成すること。

- ・様式III-3を使用すること。
- ・添付書類として任意様式の見積内訳書を提出すること。
- ・事業提案見積書には、社名及び代表者指名を記載のうえ、代表者印等を押印、見積提出日を記載し、封筒に入れて提出すること。
- ・封筒は長3号サイズとし、件名及び参加事業者名を記載し、封筒継ぎ目に参加事業者又は代表企業届出印で封印すること。
- ・提案見積金額は事業提案書との整合性を確保すること。

(5) 契約金額

契約金額の決定にあたっては、優先交渉権者との契約交渉により合意した当該額の100

分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

(6) 保険

受託事業者は、委託期間において事業者の帰責事由により生じる損害等に対応できる保険等を付保すること。